特定非営利活動法人　ＤＮＡ鑑定学会定款

第１章　総　　則

(名称)

第１条　　本法人は、特定非営利活動法人ＤＮＡ鑑定学会という。

(事務所)

第２条　　本法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第３条　　本法人は、ＤＮＡ鑑定技術についての調査、研究を行い、その妥当性、標準化、認証方法などを学術的に検証し、ＤＮＡ鑑定技術の振興、経済活動の活性化を図るとともに、広く啓発活動を行うことで、ＤＮＡ鑑定技術をとおして、わが国の食及び環境の安全並びにその信頼の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第４条　　本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1)　科学技術の振興を図る活動

(2)　消費者の保護を図る活動

(3)　情報化社会の発展を図る活動

(4)　経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第５条　　本法人は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1)　ＤＮＡ鑑定技術に関する情報収集及び調査研究事業

(2)　ＤＮＡ鑑定技術の開発及び実用化への協力、支援

(3)　普及啓発事業

(4)　その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章　会　　員

(種別)

第6条　　本法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)　正 会 員　　本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2)　名誉会員　　本法人に特に功績のあった者、又は学識経験者で総会において推薦された者

(3) ポスドク会員　本法人の目的に賛同し入会したポスドク

(4) 学生会員　本法人の目的に賛同し入会した学生

(5) 賛助会員　本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条　　会員として入会しようとするものは、理事長が、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2　理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、第2項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条　　正会員、賛助会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

2　名誉会員、ポスドク会員、学生会員は、会費を免除される。

(会員資格の喪失)

第9条　　会員が次の各号の一つに該当するときはその資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき

(2)　本人が死亡し若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき

(3)　継続して3年以上会費を滞納したとき

(4)　除名されたとき

(退会)

第10条　　各会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条　　会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。

(1)　この定款等に違反したとき

(2)　本法人の名誉を毀損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

2　前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第 12 条　　既に納入した会費、その他の拠出金等は、会員資格の喪失の理由の如何を問わず返還しない。

第 3 章　役　　員

(種別及び定数)

第 13 条　　本法人に、次の役員を置く。

理事　　5 名以上 40 名以内

監事　　1 名以上 4 名以内

2　理事のうち、1 名を理事長、若干名を副理事長とする。

3　理事長を当法人の会長と定め、副理事長を当法人の副会長と定める。

(選任等)

第 14 条　　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条　　理事長は本法人を代表し、その業務を統轄する。

2　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

3　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4　監事は次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること

(2)　本法人の財産の状況を監査すること

(3)　前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)　前号の報告をするため必要のある場合には、総会を招集すること

(5)　理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条　役員の任期は 2 年又は任期中の第 2 回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第 2 回目の通常総会が 2 年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結まで任期を伸長する。なお、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条　役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上の議決によりこれを解任することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2　前項の規定に基づき役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条　役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員に対し、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3　前 2 項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章　総　　会

（種別）

第 20 条　　本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

（構成）

第 21 条　　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 22 条　　総会は以下のことについて議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び予算に関する事項
(5)　事業報告及び決算に関する事項
(6)　会費の額
(7)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(8)　借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)のほか、新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　解散における残余財産の帰属先
(10)　事務局の組織及び運営
(11)　その他本法人の運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条　　通常総会は毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2)　正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
(3)　監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

（招集）

第 24 条　　総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて理事長が招集する。

2　理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条　　総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条　　総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によって予め通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 28 条　　各正会員の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない事情により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、オンライン会議などのシステムにより総会に参加し、表決することができる。また、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 51 条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条　　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合と、オンライン会議などのシステムにより出席者がある場合にあっては、その数も付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

3　前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務者の氏名

第5章　理　事　会

(構成)
第30条　　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)
第31条　　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)
第32条　　理事会は、次に掲げる場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事総数の2分の1以上から、理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
(3)　第15条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)
第33条　　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第34条　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)
第35条　　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第36条　　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した

事項とする。

2　理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条　　各理事の表決権は平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について、オンライン会議などのシステムにより理事会に参加し、表決することができる。また、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第 35 条、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条　　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者がある場合と、オンライン会議などのシステムにより出席者がある場合、又は他の理事を代理人として表決を委任する場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　　議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章　資　　産

(構成)

第 39 条　　本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

(区分)

第 40 条　　本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(管理)

第 41 条　　本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 7 章　会　　計

(会計の原則)

第 42 条　　本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(区分)

第 43 条　　本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業年度)

第 44 条　　本法人の事業年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条　　本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条　　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第 47 条　　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条　　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条　　本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関

する書類は、理事長が毎事業年度終了後速やかに作成し、監事の監査を受け、その年度終了後 3 ケ月以内に、総会の承認を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)の借り入れ、その他、新たな債務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章　定款の変更、解散、合併

(定款の変更)

第 51 条　本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条　本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立認証の取消し

2　前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　本条第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人選任)

第 53 条　本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第 54 条　本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、目的を同じくする他の特定非営利活動法人に帰属させるものとし、解散総会の議決により帰属先を定める。

(合併)

第 55 条　本法人が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3

以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章　公告の方法

(公告の方法)

第 56 条　　本法人の公告は、官報に掲載して行うほか、本法人の掲示板に掲示して行う。ただし、貸借対照表の公示については、本法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　事　務　局

(事務局の設置)

第 57 条　　本法人に、本法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(事務局長及び職員の任免)

第 58 条　　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 59 条　　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 11 章　雑　　則

(細則)

第 60 条　　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　　この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2　　本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	五條堀　　孝
副理事長	勝　又　義　直
理　事	植　木　　隆
	大　坪　研　一
	笠　井　賢太郎
	久　原　　哲
	田　平　雅　人
	丹　野　憲　二

矢　野　　博
山　本　俊　哉
吉　野　峰　生
監　事　五十嵐　孝　雄
髙　木　快　雄

3　本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、本法人成立の日から平成 20 年１２月 31 日までとする。

4　本法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月３０日までとする。

5　本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。

6　本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

（個　　人）

正会員		金 8，000 円
名誉会員		金 0 円
学生会員		金 4，000 円
賛助会員	（一口）金 80，000 円	（一口以上）

（団　　体）

正会員		金 8，000 円
賛助会員	（一口） 金 80，000 円	（一口以上）

附　則

この定款は、平成 26 年 3 月 14 日から施行する。

附　則

この定款は、平成 29 年 11 月 9 日から施行する。

附　則

この定款は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附　則

この定款は、令和 5 年 1 月 19 日から施行する。

附　則

この定款は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。